

大井川流砂系総合土砂管理計画検討委員会規約

(名称)

第1条 本会は「大井川流砂系総合土砂管理計画検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、大井川の源流部から駿河海岸に至る流砂系の広大な時空間スケールの土砂動態や土砂に関わる課題を把握し、今後の具体的かつ総合的な土砂管理の推進を目指すことを目的とした大井川流砂系土砂管理計画の策定・変更及びフォローアップにあたり、科学的・技術的な観点から助言を得ることを目的として開催し、国土交通省静岡河川事務所長（以下「事務所長」という。）が設置する。

(構成等)

第3条 委員会は、別表のとおりとし、事務所長が委嘱する。

- 2 委員の任期は前条の目的が達成されるまでの間とする。
- 3 委員会には委員長を別表－1のとおり置くこととし、委員長は委員会議事の進行と総括を担うものとする。
- 4 委員以外の専門家を委員会へ招聘する必要がある場合は、事務所長が委員長の確認を得て行うものとする。
- 5 大井川流砂系協議会（平成29年2月7日設置「会長 中部地方整備局河川部長」）の構成員は本委員会にオブザーバーとして出席することができる。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が必要と認める時、若しくは委員から要請があった場合を開催する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、国土交通省静岡河川事務所（以下「事務所」という。）に置く。

(情報公開)

第6条 委員会の開催は原則公開とし、委員会資料及び議事要旨を事務所ホームページで公表する。

- 2 議事要旨は、事務局が委員長の確認を得て公表する。

(作業部会)

第7条 委員会の円滑な運営を行うため、委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、委員のうち、山地河道領域～扇状地河道領域およびダム領域内の土砂動態モデルの構築・検証を審議する者として、別表－2のものをもって構成する。

3 作業部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めなき事項については、必要に応じて委員会の承認を得て、定めるものとする。

付則

- 1 この規約は、平成29年2月21日から施行する。
- 2 この規約は、令和5年2月17日から施行する。

別表－1

大井川流砂系総合土砂管理計画検討委員会名簿

役 職	委員氏名	備 考
国立研究開発法人土木研究所 河道保全研究グループ 上席研究員	猪股 広典	(ダム)
静岡大学 大学院農学領域 教授	今泉 文寿	(砂防)
豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授	加藤 茂	(海岸)
国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長	加藤 史訓	(海岸)
名古屋大学 大学院工学研究科 社会基盤工学専攻 教授	戸田 祐嗣	委員長 (河川)
国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川研究室長	瀬崎 智之	(河川)
名城大学 理工学部 社会基盤デザイン工学科 教授 東北大学 災害科学国際研究所 教授	溝口 敦子	(河川)
国立研究開発法人土木研究所 自然共生研究センター長	森 照貴	(河川環境)

注) 敬称略、五十音順

別表-2 作業部会名簿

役 職	委員氏名	備 考
国立研究開発法人土木研究所 河道保全研究グループ 上席研究員	猪股 広典	(ダム)
名古屋大学 大学院工学研究科 社会基盤工学専攻 教授	戸田 祐嗣	部会長 (河川)
国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川研究室長	瀬崎 智之	(河川)
名城大学 理工学部 社会基盤デザイン工学科 教授 東北大学 災害科学国際研究所 教授	溝口 敦子	(河川)